

第13次

労働災害防止推進計画の概要

2018年4月



1 計画のねらい

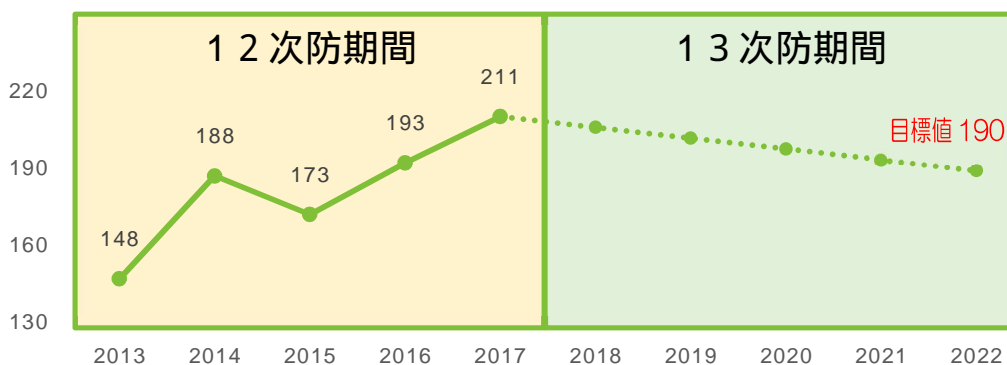
働く方々の一人ひとりがかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、国、事業者、労働者等の関係者が連携の上、この計画に定めた対策を重点的に推進することにより、労働災害のさらなる減少を目指す。

計画の期間

2018年度から2022年度までの5か年

計画の目標

死亡者数については、各年及び計画期間を通して**ゼロ件**を目標とする
死傷者数については、2017年の211件と比較して、2022年までに**10%以上減少**させることとし、目標値を**190件以下**とする。



2 死亡等重篤な災害の撲滅を目指した対策の推進

論理的な安全衛生管理の推進・定着

災害発生プロセス及びリスク概念の普及を図り、これらをベースとした自主自律的な安全衛生管理の推進・定着を図ります。

製造業への対策

12次防期間中における製造業の死傷災害の**約3割がはさまれ・巻き込まれ災害**であり、その多くが、運転中に発生した不具合の調整、遊び手または、ワークを保持する手を可動部分に置いたまま誤って起動、運転を停止せずに清掃・保守等の作業を実施、の3種類に集約される状況です。これらの災害等の防止を含め、下記事項を重点に対策を展開します。

「機械の包括的な安全基準に関する指針」の普及

自動化等による本質的対策の推進と安全防護の推進

フットスイッチや片手操作式の起動スイッチを廃止し、両手操作式に改めること

可動部分にインターロック機構を備えた囲い等を設け、掃除等の場合の運転停止等を確実にすること

設計上の措置及び日常的な管理による、安全装置の有効保持

回転する刃物への巻き込まれ防止のための、手袋の使用禁止の徹底

建設業への対策

12次防期間中における建設業の死傷災害の内訳をみると、**4割弱が墜落・転落災害**であり、作業床として足場、うま足場、脚立のいずれかを使用していたものが大部分を占める状況です。これらの災害等の防止を含め、下記事項を重点に対策を展開します。

脚立やうま足場を安易に使用しないよう、工法選定あたって十分検討を行うこと

悪天候時の足場上での作業禁止及び悪天候後の足場点検等の際の墜落制止用器具使用の徹底

足場の組み立て・解体作業の際の墜落制止用器具使用の徹底

フルハーネス型墜落制止用器具の普及

元方事業者による安全衛生管理の徹底及び、一人親方を含む現場作業員への教育指導の徹底

運輸交通業への対策

12次防期間中における運輸交通業の死傷災害の内訳をみると、**2割強が墜落・転落災害**であり、トラックの荷台等から転落したものが大部分を占める状況です。これらの災害等の防止を含め、下記事項を重点に対策を展開します。

荷役作業の内容等を事前に把握し荷主等と協議の上、安全な作業方法を検討すること

その際「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に留意すること

荷台上と荷台下に労働者を配して、荷役作業時の荷台への昇降の機会を減らすこと

また、荷役作業に伴い荷台の昇降を行う場合の、昇降設備を確保すること

荷締め作業や荷役作業に際し、負担や反動を和らげる用具の使用を推進すること

荷物の積み方の配慮及び、滑り・つまずきの原因物の除去等により、荷台上の作業面を安全に保つこと

荷役作業の際の墜落制止用器具及び保護帽の使用徹底及び、車両点検・清掃作業の際の足場や墜落制止用器具取付設備設置の推進

小売業への対策

12次防期間中における小売業の死傷災害の内訳をみると、**3割弱が転倒災害**であり、発生場所は、多発順に、売場、バックヤード、厨房等となっている状況です。これらの災害等の防止を含め、下記事項を重点に対策を展開します。

多店舗展開する小売業の安全衛生管理における、本社等と各店舗の役割分担の明確化等
売場における転倒災害防止のため、陳列作業を行う時間帯や安全な商品運搬方法等の検討、レジカウンター付近の整理整頓を推進し、労働者に適切な履き物を使用させること
バックヤードにおける転倒災害の防止のため、衣料品ヤードについては什器類の整理、食製品ヤードについては荷物が多量となった場合の置場の措置、住製品関係については、段ボール箱の積み上げの管理等に留意し、通路を安全に保つこと

厨房等での転倒災害については、床清掃後の水や洗剤、肉から出た油脂、魚から出た水分、飛散した調理油、床材の摩耗部分や排水溝の蓋類、鮮魚冷蔵庫内の凍結部分等が転倒原因になる場合が多いことから、これらへの措置を行うこと

社会福祉施設への対策

12次防期間中における社会福祉施設の死傷災害の内訳をみると、**動作の反動・無理な動作と、転倒災害を併せて全体の7割**を占める状況です。これらの災害等の防止を含め、下記事項を重点に対策を展開します。

福祉用具の導入を推進し、短時間の作業であっても人力によらないよう配慮すること
2名組以上での作業に配慮し、特に、訪問介護の場合には、計画段階から配慮すること
休憩及び作業中の小休止・休息の確保及び、他の作業と組み合わせを図ること
対象者ごと、介助の種類ごとに腰痛防止のための作業標準を策定すること
介護・看護作業に常時従事する労働者に対し、医師による腰痛健康診断を実施すること

飲食店への対策

12次防期間中における飲食店の死傷災害の内訳をみると、**転倒災害と、切れ・こすれ災害を併せて全体の6割**を含める状況です。これらの災害等の防止を含め、下記事項を重点に対策を展開します。

多店舗展開する飲食店の安全衛生管理における、本社等と各店舗の役割分担の明確化等
厨房等での転倒災害については、床清掃後の水や洗剤、肉から出た油脂、魚から出た水分、飛散した調理油、床材の摩耗部分や排水溝の蓋類、鮮魚冷蔵庫内の凍結部分等が転倒原因になる場合が多いことから、これらへの措置を行うこと

食料品加工機械について、可動部分に覆い・囲いを設けるとともに、原材料の送給、取出しの際の運転停止等を確実にに行わせること

フライヤーや鉄板等、高温部分が広い面積で露出している調理機器の周囲の通路を確保し、火傷災害防止を図ること

缶の開封や、割れ物の取扱いの際にはゴム手袋を着用し、鋭利な切り口で手指を切る災害の防止を図ること

過労死等の防止等労働者の健康確保対策の推進

(1) 過重労働による健康障害防止対策

健康診断事後措置等の推進

平成 29 年 6 月 1 日施行の改正労働安全衛生規則により規定された、健康診断結果に基づく医師からの意見聴取の際の医師等への情報提供及び「健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえ、健康診断結果をベースとした労働者の健康管理の適切な実施を推進します。

長時間労働面接指導の推進

平成 29 年 6 月 1 日施行の改正労働安全衛生規則により規定された、産業医等への長時間労働者に関する情報提供等を踏まえ、面接指導の実施率の向上及びこれをベースとした労働者の健康管理の適切な実施を推進します。

(2) メンタルヘルス対策

ストレスチェック制度の活用及び「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及を図り、同指針に基づく「心の健康づくり計画」の策定と「4 つのケア」（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフによるケア、事業場外資源によるケア）の継続的かつ計画的な実施を推進します。また、職場におけるパワーハラスメント防止対策を推進します。

化学物質等による健康障害防止対策の推進

(1) 化学物質等による健康障害防止対策

有機溶剤中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則に基づく措置の実施推進及び、化学物質リスクアセスメント等の実施推進により労働者の健康障害防止を図ります。

(2) 粉じん障害防止対策

衛生管理体制の整備、粉じん作業職場の作業環境改善、作業改善及びじん肺健康管理対策、粉じん作業者の教育等の措置を推進し、労働者の健康障害防止を図ります。

(3) 石綿ばく露防止対策

石綿使用の有無の事前調査の十分な実施の推進と、ばく露・飛散防止措置の適切な実施等を推進します。また、自治体等と情報共有し、発注機関等との連携を図ります。

その他の対策の推進

その他、次の対策の推進を図ります。

- (1) 高年齢労働者対策
- (2) 外国人労働者・技能実習生対策
- (3) 交通労働災害対策
- (4) 治療と仕事の両立支援の推進
- (5) 腰痛予防対策
- (6) 熱中症予防対策
- (7) 受動喫煙防止対策